

道路(歩車道)パトロール点検マニュアル

点検対象 項目(内容)	点検の方法(視点)	異常個所 発見時の対応
破損	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装のはがれはないか。 ・舗装のひび割れはないか。 ・道路構造物に破損はないか。 ・排水施設(L型、U型側溝)に破損はないか。 ・道路附属物に破損はないか。 ・交通安全施設に破損はないか。 ・平板ブロックはガタついてはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。
陥没	<ul style="list-style-type: none"> ・道路陥没はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陥没の大きさ(幅、長さ、深さ)を計測、黒板に記載し、写真を撮る。 ・陥没原因を調査し、応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。
落下物 投棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・落下物はないか。 ・投棄物はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除去・清掃する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。
崩壊 崩土	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊、崩土、地すべりはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。
倒木 枯木 根上がり 雑草	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木、枯木はないか。 ・根上がりはないか。 ・道路上に雑草が生えてないか。 ・通行上支障等のある草木はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。 ・民有地の木は、緊急時以外措置しない。
凍結 積雪	<ul style="list-style-type: none"> ・路面の凍結はないか。 ・路面に積雪はないか。 ・凍結防止剤の不足はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・凍結防止剤を散布する。 ・対応不可能な場合は、道路管理課に連絡する。 ・凍結防止剤を補充する。
動物の死骸	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の死骸はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境業務課に連絡する。TEL 861-4524 ※業務時間外は、応急対応する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・水たまりはないか。 ・道路冠水はないか。 ・道路情報板の異常はないか。 ・路面、側溝に堆積物はないか。 ・道路交通、道路管理に支障のある事項(廃油、薬品、事故等)はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。

①パトロール車両に携行する用具等

携帯電話、カメラ、黒板、スコップ、バケツ、ツルハシ、ハンマー、カマ、ほうき、巻尺、ポール、ゴミ袋、手袋、セーフティコーン、黄色回転灯、ヘルメット、保安チョッキ、方向指示板、合図灯、常温混合材、碎石、住宅地図、認定路線網図、その他

②常温混合材、油吸着材、凍結防止剤の資材等は、現場事務所(瀬戸内町)で補充し、パトロール日報に使用数を記入すること。

③維持作業により発生したゴミ等は、現場事務所(瀬戸内町)のコンテナに処分すること。

④市道以外で道路の異常を発見した場合は、各管理者に連絡すること。

国道(指定区間) 国土交通省 高松国道維持出張所 TEL 087-881-4317

国道(指定区間以外)、県道 香川県 高松土木事務所 TEL 087-889-8906

農道・その他 高松市道路管理課から各管理者へ TEL 087-839-2515

⑤道路管理課職員から指示があった場合には、写真及び図面等、資料を作成し、提出すること。

⑥緊急の対応ができるように連絡体制を整えておくこと。